



SMAメーカー保証

注記：本書、SMA Solar Technology AG（以下、「SMA」）のメーカー保証は、2019年7月1日以降に行われる後述の製品タイプのあらゆる購入に対して発効し適用され、すべての事前のSMAメーカー保証の権利に取って代わります。

本SMAメーカー保証は耐久性を保証するものではなく、また、製品の稼働率を保証するものではありません。以下の製品タイプの新しい装置にのみ適用されます。

SUNNY CENTRAL: SC-xxxx-UP, SC-xxxxUP-US, SC xxxxCp-XT, SC xxxCp-JP, SC xxxCp-US, SC-xxxx, SC-xxxx-US, SCxxxx-EV, SC-xxxx-EV-US

SUNNY CENTRAL STORAGE: SCS xxx, SCS xxxx, SCS-xxxx-US, SCS-xxxx-EV, SCS-xxxx-EV-US, SCS-xxxx-UP, SCS-xxxx-UP-US, SCS-xxxx-UP-XT, SCS-xxxx-UP-XT-US

SMA DC/DC CONVERTER: DPS-500

MEDIUM VOLTAGE BLOCK: MVB-US, MVB-EV-US

MEDIUM VOLTAGE POWER STATION: MVPS-xxxx, MVPS xxxSC, MVPS xxxSC-JP, MVPS-xxxx-S2, MVPS-xxxx-S2-US, MVPSxxxx-S4-US, MVPS-xxxx-S-AU

SMA POWER PLANT CONTROLLER: PPC-10

SMA HYBRID CONTROLLER: HYBRID-CONTROLLER

POWER PLANT MANAGER: PPM-10

SMA DATA MANAGER L: EDML-10

法律上の責任を制限しない事について

製品の売主に適用される法的に排除または限定が認められない法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利は、本SMAメーカー保証の影響を受けません。また、本SMAメーカー保証が、法的に排除又は限定が認められない各国の法律上の権利のうちSMAメーカー保証には規定されていないが保証請求者に対して認められた権利を侵害する場合、これらの法律上の権利は、本SMAメーカー保証により影響されないものとします。

保証人

保証人はSMAとします。但し、SMAは、本SMAメーカー保証に規定されたサービスを、SMAが認定したパートナーに実施させることができるものとします。

保証の資格

本SMAメーカー保証に基づき請求を行う資格のある人物は、次の者に限られます。(i) 装置を自身で購入し初めて事業に組み込んだ購入者（本書では「初期事業者」と呼称）、及び(ii) 装置を合法的かつ修正なしで初期事業者から買収した購入者、又は初期事業者の法的継承者。本SMAメーカー保証に基づき資格のある者を、本書では「保証請求権者」と言います。これ以外の者は、保証請求権者により権限を付与された場合を除き、本SMAメーカー保証に基づいてSMAに対して請求する権利を有さないものとします。保証請求権者以外の人物への、これらの権利の譲渡又は移転、又はその両方を行うことは認められていません。

オプション：顧客によるコンポーネントの交換一次是正処置

SMAメーカー保証に基づき、購入によりSMAが提供する予防処置および一次是正処置研修コース修了後であれば、顧客は一次是正処置 Sunny Central/Sunny Central Storage製品コンポーネントの交換を実施するオプションを選択できます。このオプションがメーカー保証期間中に選択される場合は、コンポーネントすべてが保証され、SMAによるコンポーネントの交換二次是正処置が実施されます。このオプションが選択される場合は、コンポーネントの交換一次是正処置を実施するにあたっての方法、研修、要件に関する追加資料が提供されます。

保証期間

前述製品タイプの装置について、標準機能オプション及び工場カスタマイズ品を含め、保証者及び購入者間で別途に異なる期間の合意がない限り、保証請求権者はSMAから販売契約で同意したインコタームズによる出荷日から**63箇月間**のSMAメーカー保証を受けます。

装置の構造的若しくは未認可の変更又は未認可の（試行された）修理が行われ、かつSMAがこれらの変更や修理を要求していない場合、SMAメーカー保証は前述の期間に関わらず、これらの構造的若しくは未認可の変更又は未認可の（試行された）修理が行われた日付に終了します。構造的改ざんもしくは修理（試行されたものを含む）が行われた装置に損傷が持続しており、それがSMAの要求による改ざんもしくは修理（試行されたものを含む）ではなかった場合、これらの構造的変更が本損傷の原因であるかどうかに関わらず、SMAは保証請求権者に、本SMAメーカー保証によっては保証されない、これらの損傷を修理するために発生する費用を請求します。SMAは、この費用について事前に保証請求権者に通知します。修理は、保証請求権者がこれらの費用を負担するという同意をした場合に実施されます。

適用の地理的範囲

本SMAメーカー保証は世界中で適用されます。保証範囲は、特定の地理的範囲（下記に記載の国々）において異なる場合があります。

保証範囲

本SMAメーカー保証は、本条件に基づき、保証期間中の製造上及び材料の欠陥の費用を対象とします。SMAは、その単独裁量により、欠陥部品又は装置を、以下に指定する条件に従い修理又は交換します。

- ・ トレーニングを受けた人物が、あらゆるプロトコル、規制、及び本書で求められるインターバルを含むがそれらに限定されない、SMA及び(又は)メーカーが発行するメンテナンス文書に従い適切に管理する（装置の銘板が完全に判読可能である）場合、且つ
- ・ 保証請求権者が装置の不良又は欠陥について、かかる不良又は欠陥が見られてからできる限り早くSMAに迅速に通知する場合、且つ
- ・ SMAがリモート診断又は検査により、本SMAメーカー保証の対象である、かかる欠陥不良の存在を確認する場合。

SMAは、その選択により、保証請求権者の製品の修理又は交換の際に、新品又は新品同様の状態の若しくはその両方のオリジナルの（又は設計が改良された）部品を使用することができるものとします。

試運転調整に関する特定要件

SMAメーカー保証は、SMAグループ従業員又はSMA認定パートナーにより、試運転調整された装置にのみ適用されます。ただし、SMA Data Manager L (EDML-10) についてはその限りではありません。

運転及び予防メンテナンスに関する特定要件

以下の条項が運転、予防メンテナンス、それらの必要文書に適用されます。

- ・ SMAメーカー保証では、装置を適用される仕様に従って運転し、メーカーのメンテナンス説明書及びプロトコル通りに管理することが求められます。
- ・ SMAメーカー保証が有効か判定するため、SMAはサービス前に、適正な予防メンテナンスの実記録及び装置が仕様書を遵守して運転されてきたかを示す実記録として、文書による証拠を要求する権利を留保します。メーカー保証期間開始時からの予防メンテナンスの各プロトコルの写しが、SMAに要求通りに提供されない場合、SMAメーカー保証は無効となります。またこれは、提供される運転記録で装置運転遵守が確認されない場合にも適用されます。

- ・ 損傷、欠陥、又は性能低下に対してリモート又はオンサイト診断が行われ、報告された問題の内在的原因が不適切な運転や予防メンテナンス（それらの不履行、不定期な実施、又は過失又はその他により生じた物理的損傷）の結果であると判定される場合、SMAはいかなる修理活動実施前に、本SMAメーカー保証の対象外のサービスの支払いを要求します。これらには完全に修理を行うのに必要ないかなる部品、作業、輸送の費用が含まれるがこれらに限定されません。

修理範囲に関する特定情報

装置がSMA主要サポート国（後出の表を参照）に設置される場合、SMAメーカー保証には、交換部品、修理作業費、輸送費、輸出証明、検査、交通宿泊費、及びSMAサービス員の現場での修理に関わる経費が含まれます。設置現場がSMA主要サポート国以外である場合、交換及び返却部品の梱包、輸送、輸出認証、検査、税金、及び通関の各費用、さらには交通宿泊費、及びSMAサービス員の現場での修理に関わる経費を含み、これらに限定されない費用を、保証請求権者が負担するものとします。

その他の費用範囲

SMAは、修理を行う前に支払う必要がある（本SMAメーカー保証の対象外である場合の、輸送、通関、交通及び／又は宿泊費を含むがこれらに限定されない）あらゆる費用について、保証請求権者へと通知します。修理は、保証請求権者がこれらの費用を負担するという同意をした場合に実施されます。

SMA主要サポート国

主要サポート国は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島および海外領土は含まれません。

オーストラリア	ブラジル	ブルガリア	カナダ*	チリ	フランス	ドイツ
ギリシャ	インド	イタリア	日本	ヨルダン	メキシコ	オランダ
フィリピン	ポルトガル	プエルトリコ	ルーマニア	南アフリカ	スロバキア	大韓民国
スペイン	タイ	トルコ	アラブ首長国連邦	英国	アメリカ合衆国	ベトナム
イスラエル						

* オンタリオ州及びケベック州にのみ適用

保証の例外

危険性の高い地域でのSMAサービスの一時的例外：

国際的なベストプラクティス及び従業員安全方針に従い、SMAは、現場での及びSMA装置に関するその他サービス（以下、「サービス」）が提供され得る地域の、潜在的な危険性を常に評価しています。かかる危険性評価は、国際的な評価規格、特にiJET®又は同等機関により適用される都市／国家安全アセスメント評点（以下、「地域危険性評価」）に基づき、評価されます。かかる地域危険性評価で考慮される点として、とりわけ、戦争（宣戦布告の有無は不問）、テロリズム、暴動、誘拐、又は同種の脅威が挙げられます。

このような状況に対しては、以下の規定が適用されます。

- (1) 地域危険性評価によりiJET®評点5（非常に高い）、同等機関からの同類評点にあたるなどの結論が出た場合、又は、特定地域についてドイツ外務省から渡航禁止令が適用される場合、修理作業といった現場でのサービス提供について本SMAメーカー保証が定めるSMAの義務は、かかる非常に危険な高評点、又は、かかる渡航禁止令の期間中は一時停止されます。

② かかる地域危険性評価によりiJET®評点4（高い）又は同等機関からの同類評点が導き出され、かつドイツ外務省からの渡航禁止令がない場合、SMAは以下の条件でのみ、本SMAメーカー保証に定める現場でのサービスを提供します。

- ・ 保証請求権者が、かかる地域内での全行程においてSMA職員の安全（想定される避難を含む）を確保する、及び
- ・ 保証請求権者がかかる安全保護の費用を負担する、及び
- ・ 当該地域への渡航が、SMAの安全担当役員がその合理的裁量により表す懸念により保留とならない。

保証請求権者は、サービスに関わるSMA職員の安全をどのように確保するかを詳しく説明する保護プラン及び保証請求権者が対応する費用を直接かつ全額支払うという声明を含み、サービス提供前の適時（30日以内）に書面で、SMAに連絡しなければなりません。保証請求権者が満足のいく保護プランを適時に提供しない、又はかかる安全のための費用の負担を拒否する場合、SMAの本SMAメーカー保証で定める現場での義務は、かかる高い危険評点が適用される期間中は一時停止されるものとします。

③ どちらの場合（前述の1. 及び2.）であっても、SMAの決定は、本SMAメーカー保証で定める義務の違反とはみなされないものとします。

④ SMAは保証請求権者へと、地域危険性評価の結果、実施不可となったSMAの義務、及びかかる一時停止の発効日に関する説明を書面で正式に連絡します。

以下により生じた損傷又は性能に関する問題は、SMAメーカー保証の対象外です。

- ・ 技術文書および説明書又はこれらに規定された手順、若しくはこれらすべて、又は要件若しくはその両方の不遵守
- ・ 不適切な取扱い、輸送、保管、又はSMA提供でない資材による梱包に関連する損傷
- ・ 誤った設置、未認可の試運転調整、又はSMA提供ではない誤ったパラメータ設定
- ・ 設置又は試運転調整中のSMA未認可の検査又はコンポーネントの取り外し／再組立て
- ・ SMAの承認しない修正、変更又は修理の試行
- ・ 装置の換気不十分及びいかなる必然の熱損傷
- ・ 沿岸性／海塩を含む大気、又は本装置のお客様向け説明書で定義される設計範囲外のその他の浸食性大気／環境条件への暴露による腐食
- ・ 適用される安全規制（UL、CSA、VDE、IECなど）の不遵守
- ・ 不適切な強制シャットダウン
- ・ 事故及び外的影響
- ・ 以下の例を含むがこれらに限定されない不可抗力：過電圧、落雷、洪水、火災、地震、暴風雨による損傷、害虫獣による損傷、齧歯動物による損傷
- ・ 変電所、下位ステーション、又はSMA装置と現場の系統関係間のその他の電気機器（かかる連係を含む）を含むがこれらに限定されない、アップストリーム保護システムの誤機能
- ・ 保証請求権者のSCADA又はその他の現場コントロールや計測システムの誤機能
- ・ 過度な高圧又は低圧、電圧スパイク又はディップ、高調波、周波数逸脱、ネットワーク不良を含むがこれらに限定されない、SMA装置の仕様から外れる保証請求権者の事業所インフラストラクチャの稼働条件
- ・ 未認可アクセスに対する通信ネットワーク又は装置インターフェースの不十分／不安定な保護

以下の事項は明示的に本SMAメーカー保証の対象でないものとします。

- ・ 以下を含むがこれらに限定されない、SMAから購入されていないすべての品目：高圧変圧器、高圧スイッチギア、ディスクコネクトユニット、リコンバイナイナリー、コンバイナリー、ディスクコネクト、設置ケーブル、コントローラー、バッテリー、変流器計器用変圧器及び通信機器。
- ・ 通常の使用で摩耗及び損耗する消耗品及び部品（ヒューズ、フィルター、バッテリー（充電可能）、過電圧保護装置、など）
- ・ エネルギー生産、分解形態、適合、機能に直接的な影響のない、装飾又は仕上げの不良

保証の（残余の）保証期間への影響

製品のコンポーネントが本SMAメーカー保証に基づき交換された場合、使用済みコンポーネントには、修理の対象となった製品の残余の保証期間が適用されます。製品全体が本SMAメーカー保証に基づいて交換された場合、当該交換前の製品の残余の保証期間が、交換後の製品の保証期間となります。

本SMAメーカー保証における権利行使手続

保証資格を判定するため、保証請求権者は装置の製造番号及び試運転調整報告書の写し（SMAにてファイル済みでない場合）を提出しなければなりません。銘板が完全に判読可能であることが保証の前提条件となります。そうでない場合、SMAは本SMAメーカー保証による保証サービスの実施を拒否します。

保証請求権者または保証請求権者の認定担当者（保証請求権者の認定担当者は、機器に安全にアクセスする資格を有し、最新の現地司法要件及び「認可済み人物」の定義を満たす、保証請求権者により決定される個人と定義される。例：EN 50110（欧州規格）、NFPA 70（NEC）及びNFPA 70E（電気規格）、CSA Z462（Canada））は必ず、報告対象の機器の現場又は付近で、後述の手順を使用して、不具合をSMAサービスセンターまで報告してください。上記が無事に完了すると「有資格のサービスケース」が成立します：

- ・ 不具合を報告する人物の氏名、不具合の日付及び時刻、会社名、電話番号、及び電子メール
- ・ 現場の名称、住所、担当者氏名、及び電話番号（不具合報告者と異なる場合）
- ・ すべての欠陥装置の製造番号、及びそれら現地の機器表記（ステーション3B、パワーコンディショナ-Aなど）
- ・ 当てはまる場合、バッテリーのメーカー及びバッテリータイプ
- ・ エラーコード、又は表示／記録された診断発光パターン
- ・ 不具合の前に行われた、いかなる措置又はメンテナンスプロトコルの説明
- ・ 保証請求権者は、遠隔でのトラブルシューティングを可能にするため、事業所及びSMA装置へのリモートアクセスの提供（適切なインターネット接続及び必要なログイン認証を含む）を求められる場合があります。
- ・ 保証請求権者は、前述の詳細及びSMA装置からのzipファイルダウンロードを確認するため、現地のSMAサービスセンターに電子メールを送付するよう求められる場合があります。

保証請求権者は適時、SMA及び(又は)SMA認定パートナーに必要なアクセス権と、不具合を是正する時間を付与する必要があります。無人の現場については、SMAは現場随行人の提供及び費用負担を、保証請求権者に要求する場合があります。保証請求権者は、いかなる天候においても、ライトビークル（4トン）若しくは、高圧装置を必要とする作業では大型車やクレーンを利用して、装置及び関連機器に安全かつ迅速にアクセスできるよう、徹底させなければならないものとします。高圧機器への作業が必要となる場合、保証請求権者はSMAが診断及び修理できるよう、高圧送電と低圧パワーコンディショナ側の端子ポイントの両方を、影響を受けた機器から絶縁、ディスコネクト／バイパス及び再接続する責任を負うものとします。

保証請求権者は、自身の現場の安全方針を作成・実施し、SMA及び(又は)SMA認定パートナーの従業員に現場に適用されるすべての関連安全プロトコルを通知する一切の責任を負うものとします。いかなる場合であっても、SMA又はSMA認定パートナーは、SMA装置及び機器で作業中に、保証請求権者の技術者、代表者、又は請負業者の安全に関する責任を負わないものとします。保証請求権者は、SMAの標準安全機器の一部ではない、現場で必要な特殊な保護服又は保護器具を、無償でSMA従業員に提供するものとします。SMAは、保証請求権者の義務遵守不履行が原因である現場での待ち時間及び安全な作業環境供出により生じた費用を、保証請求権者に請求する場合があります。SMAは、SMAの従業員が安全ではないと見なした場合、又は、天候状態が必要となる作業の実施に不適切であると見なした場合、現場に入らない権利を留保するものとします。

保証請求権者は、診断・修理の実施のため、SMAの従業員がアクセスを得るのに必要となるクレーン又はいかなるその他のリソースを、自身の経費で用意する責任を負うものとします。保証請求権者は、以下の装置に関連して現場での修理ができるようSMAにより決定される吊搬装置を、自身の経費で提供する義務を負うものとします。Utility Power Systems (UPSys)、Utility Power Racks (UPR)、Power Skids Australia (PSAU)、Medium Voltage Power Stations (MVPS)、Medium Voltage Stations (MVS)、又はTransformer Compact Stations (TCS)。保証請求権者はSMAの従業員に、電力、潤滑油、燃料、水、照明、及びSMAの従業員により不具合を是正するため必要となるいかなるその他のエネルギーを、自身の経費で供給するものとします。

欠陥部品を処分すべきかSMAに返品すべきかの判断は、SMAが行うものとします。要求された欠陥部品が保証請求権者での修理措置から30日以内にSMAに返品されない場合、SMAは納入した交換部品の価格を保証請求権者へと請求する権利を有するものとします。欠陥部品が30日期間を過ぎて返品された場合、SMAは期限超過RMA（返品確認）アカウントの管理費用を保証請求権者に請求する権利を有するものとします。返品品目は、SMAから取得され、返品品目のパッケージに明確に表示／同梱される、有効なRMA番号なしでは受理できません。すべての欠陥部品は、SMAの返品施設での受領後、SMAの資産となります。

SMAの高圧装置に設置された高圧変圧器又は高圧スイッチギア、及びその他コンポーネントの交換は、長時間かかる場合があります。

SMAにより本SMAメーカー保証に従い保証請求権者に無料で提供されるサービスは、事前にSMAにより措置行程が同意され書面にて確認できる場合のみ、適用されます。ファックス又はEメールのような、文書や電子メッセージが、書面にて行われる確認の要件を満たすものとします。

適用範囲

本SMAメーカー保証に記載の権利は、本SMAメーカー保証により保証請求権者に付与された権利を示しています。以下を含みこれらに限定されない、その他の請求は本SMAメーカー保証の対象外です：

- ・ 必然的、懲罰的、特殊な損傷、利息及びその他の金融経費、電力の購入／交換の費用、情報又はデータの損失を含むがこれらに限定されない、欠陥装置により生じた直接的／間接的な損害賠償請求
- ・ 保証請求権者の従業員により生じる費用（作業時間、交通費、宿泊費を含むがこれらに限定されない）の賠償請求
- ・ 分解又は再設置により生じる費用の賠償請求
- ・ 高圧変圧器／スイッチギア又は内部に含まれる絶縁流体／ガスを含むがこれらに限定されない事象が原因である欠陥又は損傷に関連する、いかなる危険、要管理、又はその他不自然な物質の排出、清浄、又は廃棄の賠償請求。
- ・ 電力生産の損失又は利益の損失の請求

保証請求権者が本SMAメーカー保証の下で不必要又は不合理なサービス作業を要求する場合、SMAは結果として生じる費用を保証請求権者に請求する資格があるものとします。

準拠法及び管轄裁判所

本SMAメーカー保証から（又は、これに関連して）生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。本SMAメーカー保証から（又は、これに関連して）生じるすべての争議の専属的管轄裁判地はドイツ、カッセルであり、保証請求権者はドイツ民法により業者（Merchant）、公法の下で法人、又は公法により規律される個人であることを条件とします。

詳細については、当社ウェブサイトwww.SMA-Solar.comの「サービス」セクションをご覧ください。